

〈史料紹介〉 書簡にみる初期埼玉県政

— 県令白根多助と書記官吉田清英 —

佐野久仁子
長島小夜香

はじめに

— 吉田清英について

当館には、明治初期、埼玉県民に名県令と慕われた白根多助(第二
代埼玉県令 在任期間明治六年十二月〜十五年三月 元山口藩士)に
宛てられた三百五十通の書簡が、『白根家文書』に残されている。⁽¹⁾そ
の内、百通余は側近の県官達からのものである。

県官の書簡が多く残されているのは、県令と県官が密な関係であつ
たことに加え、白根県令が病気のため東京湯島梅園町の自宅で療養し
ていたためである。書簡の内容は庁務遂行の報告や相談など公的なも
のがほとんどで、黎明期の埼玉県政の内情が具体的に記されている。

本稿では、これらの書簡の中から、書記官として白根に仕え、後に
第三代県令となった吉田清英の書簡、全四十四通を紹介する。吉田の
書簡は非常に読みにくい字体で書かれており、判読が難しい。本稿は
職員有志の二年間にわたる協同作業により、解説・翻刻したものであ
る。

吉田清英は天保十一年(一八四〇)十月十七日に薩摩藩士吉田仲八
の三男として生まれる。

明治元年(一八六八)に東征軍鎮撫使西園寺公望に従い山陰道に出
撃し、同年四月に北陸道進軍大小荷駄方差引役となる。更に同年六月
には長岡城攻撃に参加し、長岡出張参謀本営より北陸道総大小荷駄方
を命ぜられる。⁽²⁾そして翌明治二年十二月十五日戊申騒擾の際の軍事勉
励の功を賞せられ、金百五十拾両を賜う。

明治四年十二月二十日東京府権典事に就任(当時三十一歳)、のち典
事に昇任する。次いで明治七年酒田県七等出仕となり、七等判事を兼任
のち、明治九年埼玉県権参事となる。間もなく熊谷県が廃止され、領
域では今日とほぼ同様の埼玉県が成立する。翌十年には少書記官、続く
十一年には大書記官となり、第二代埼玉県令白根多助の補佐にあたる。
本稿の書簡はこの時期における吉田と白根のやりとりである。

明治十五年白根の没後、第三代埼玉県令に任ぜられる。当時県行政

の基礎が漸く確立されたが、政策をめぐって県会と県令(知事)⁽³⁾の対立する場面が幾つかあった。県会で加藤政之助を中心とする改進黨が多数派を占めていたことにもよる。たとえば明治十六年の備荒儲蓄問題、同十七年師範学校教員生徒増員問題、秩父新道架橋費問題などが挙げられるが、こうした県会の反対の中で吉田は時に原案執行権行使したのであった。⁽⁴⁾

また県令時代には水害や明治十九年のコレラ蔓延、明治十七年の秩父事件など、天災や事件に多く見舞われた。そのような中で、吉田が特に力を入れたのは勸業政策であった。特に蚕糸業の振興に全力を注いだ。独自の対策として蚕糸組合の設置、繭驗枴取締規則の制定等を推進した。

明治二十二年非職となり翌二十三年本庄町(本庄市)に移り住み、そこで養蚕指導・蚕種の製造・桑園の経営に当たる。明治二十四年日本蚕種貯蔵株式会社の設立に参加し、後に三代目社長に就任している。大正九年二月十八日没、享年七十九歳。青山墓地にて葬られる。

二 書簡のひもと

ここに紹介する書簡は白根多助が休暇(長期にわたる病氣療養を含む)、地方官会議への出席、あるいは内務省、大蔵省に「御用」「県用」など公務のために出京し県庁に不在の間、また吉田清英が休暇中、出京中などに県令白根に宛てて出した書簡が主なものである。

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

吉田が埼玉県に赴任した明治九年七月から、白根が死去する十五年三月までの四十二通と、白根の没後、遺族に宛てて出された二通、計四十四通を翻刻した。年代別(推定を含む)の内訳は明治九年三通、十年二通、十一年一通、十三年九通、十四年十一通、十五年三通、十七年(三回忌)、三十九年(二十五回忌)各一通、年不詳十三通である。⁽⁵⁾

白根は胃を患っており、伊香保温泉へ湯治に出かけたり、東京湯島の自宅で長期療養をしていた明治十三、十四年の書簡が多く残されている。明治十二年の書簡がみあたらないのは白根の健康状態が良好で、長期にわたって浦和を離れることが少なかったためではないかと思われる。

特に明治十四年には明治天皇の奥羽巡幸に伴う送迎があり、吉田は白根に指示を仰ぐ必要があった(書簡十九・二十二・二十三)。また人員整理や人事異動の件もあった。

そのほか制定されたばかりの郡制について、暴風雨の被害報告、それを報じた新聞の誤報について、鉄道会社創立に関することについて、牛馬病流行に対する処置についてなど、内容は多岐にわたっている。⁽⁶⁾

吉田は十三年七月から九月の間の墓参のため帰省しているが、帰省中神戸、鹿児島から三通の書簡を出している(書簡十一・十二・十三)。上陸した神戸からの書簡には、市街地や港の繁盛の様子、貧しい人々の出稼ぎの賃銭のこと、町の人気(秀囲気)、物価などにもふれ、地

方官らしい面がうかがえる。鹿児島では初代県令野村盛秀の実家に遺品を届けたことも知らせている。

三 吉田清英書簡

〔凡例〕

年月日の記載があるもの、推定できるものを編年順に配列し、その後には年
の不明なものを月日順に配した。年を推定した場合は「」を付した。表題
については収蔵文書目録第二十七集「諸家文書目録IV」に抛り、（）に白根
家文書の請求番号、（）に形態・用紙の色（白色以外）・寸法（縦×横cm）を
付した。また、旧字体は新字体に、変体仮名は仮名に改めた。

書簡一 出庁延期通知 「明治九年」七月十七日（白根家三〇）

〔状・17.1×38.4〕

御健適被成御座奉恭賀候、扱小生義、今十七日ハ出庁可仕旨申上置候
処、昨夕鶴ヶ岡三島県令出京有之、面会致度候付、甚恐縮之至御座候
得共、今日出庁之儀調兼候付、何卒御許容被成下度、此旨不取敢朝行
ヲ以奉願候、頓首

七月十七日

吉田清英

白根多助殿閣下

書簡二 式部寮達二付 「明治九年」八月二日（白根家四一）

〔状・①18.3×33 ②18.3×11.8〕

① 前略、岸良参事江ハ面会ヲ遂ケ仕合之至、清浦子之事有之、昨夕方出
立之含罷在候処、式部寮より別紙写之通御達有之候付、今日御用承知
之上罷帰、前文清浦子之云々も委細可申上、寸楮ヲ以此段申上候也

八月二日

吉田拜

白根公閣下

②

御用候条、明二日午前第九時礼服用参官可有之候也

九年八月一日

式部寮

埼玉県権参事吉田清英殿

書簡三 熊谷県鹿鹿県通告 「明治九年」八月二十二日（白根家三五）

〔状・15.8×70.2〕

残暑退兼候処、被為御揃益御勇健被成御座、去ル十八日御着阪之段、
御電報之趣伝達奉欣喜候、扱御出帆之節ハ芳翰被成下、御答状も不差
上、真平御海恕可被成下候、然ハ兼テ世評之通、廃合之県々御発令、
熊谷県管轄武蔵国之内ヲ本県ニ管轄被仰付、先以御同慶之至被存候、
御達書等委細ハ笹田大属へ達シ差上候付、御了承被成下度、就而ハ土
地人民引渡等之義いつれ熊谷県より打合も可有之、請取候上ハ百事措
置方第一着手之機ヲ失サル様專要と奉存候付、課長等へ篤と見込之云

々申出候様談置申候、久々振御出張之義ニハ候得共、可成丈早目同御
帰巢御指揮被下候様仕度、私日浅ク、土地之景況も不相分候付、御賢
察被成下候様奉願候、此旨草々如此御座候、拜白再拜

八月廿二日

吉田清英

白根多助殿閣下

再伸、管下別ニ異事無御座候、地租改正ハ清檢取掛候処、都合能ク出
張之官員相賞候由、御休神被成度存候

書簡四 根岸武香辞表提出ノ件 [明治十年] 四月九日(白根家三一)

[状・16.1×51.5]

根岸武香儀、病氣ニ付別紙之通辞表差出、郡長添書も有之候付而ハ解
任可致哉、又武香義ハ曩ニ属官も相勤、郡内屈指之人物とも被考候
付、此際解職之義不聞届、精々療養ヲ加ル例文ヲ以一往願書脚下可致
哉、御回仕候也、不平等之義ハ不相聞候得共、家事向ニ付不都合も可
有之哉想像候

四月九日

書記官

令殿

書簡五 獄舎建築任撰外 [明治十年] 六月九日(白根家二八)

[状・浅紫(あざむらさき)・16.3×101.6]

御清穆奉欣扑候、尾崎・村田帰巢、民費・区画及区戸長職制之大意御
含之趣了承、又今日頃ヨリ税納期且改租之儀ニ付御持論御露吐之趣、

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

御配慮奉察上候、懲役囚獄建築伺済、殊ニ皆官費相成、御同慶之至御
座候、就而ハ宮繕向取馴候人御探索御尤之至、大業候付功者ナ人御任
用相成候様希候、加々見七等属最初ヨリ関係も致シ、差向右ニ而も掛
申付、夫々着手順序取調不致バ相成間敷哉、しかし同人ハ江戸川筋ケ
レツ修築ニ被掛置候付、彼方へハ市村敷誰か繰替相成可然歟、宮繕
向ハ細力ニ氣之附人ナラテハ職人ニ致サレ、殊ニ獄舎之事ナレハ極ク
堅固ヲ要ルハ論ヲ俟ズ、工部省土木寮等ヨリ御任用相成候ハ、格別、
又曩ニ東京府ニ而囚獄現今之獄舎建築もいたし、宮繕向功者之人も可
有之哉ニ存候付、知事共御相談ニも相成候ハ、可然人物も可有之と存
候、此際備出仕も被命、掛り速ニ申付相成度、土木掛ハ勿論候得共、
又三課其外より適任之人物も可有之哉、小官見込付兼、幸笹田・宮内
御膝下ニ罷在候付、御商議之上可然人物御取究之上、至急御指揮可被
下候、○氷川大社絵図面過日差上御落手為被下筈、献金之筋振替等之
儀ハ平山・穂積両宮司へ談示置候、○本県巡查七十名警視局へ差立
方、来ル十四日ニ出局之都合取計申候、即今不足も有之候付、百五十
名募集之儀一般江布達置候得共、応募之者如何可有之哉、地方巡查警
視局之採用も不得止場合トハ存候得共、漸次繰出やうニ而ハ、地方之
警察不行届、警部ニおひて別而心痛ニ有之候、本県巡查給与是迄上下
之等級ヲ以支給候処、此際不引直ハ人氣ニ関シ云々警部ヨリ申立、笹
田より具陳之処、御承認相成候趣ニ付、等外給与公布ニ照準シ、改正
之儀取計申候、○群馬県囚獄へ打入候暴魁式人之内、関口文七ハ一昨
七日午前六時勅使河警察分署前通行之際、見認捕縛相成、本県之手柄

二有之、警視局並群馬県江八直ニ報知致置候、右賊遁ルニ道ナシト覚悟いたし候哉、自身刀ヲ咽喉ニ突立、しかし死ニハ不至、当今療養中ニ有之候、○九大区九小区刃雪降ニ付拝借願之義未整理、出来次第差上候様可致候、匆々不備

六月九日 清英拜

白根賢台閣下

書簡六 明治九・十年未納金円 [明治十一年] 二月二十六日（白根家三八） [状・19.4×85.3]

前略、去ル廿四日大蔵へ御出省、大隈卿御相对、九・十兩年未納金調書御差出之処、九年分ハ御見込之通致候得共、十年分ハ同様ニ可被成、過日申処も九年之事ニ有之と卿被申候付、嚮之確答と大ニ反对シタル事ニ付、卿之御申違乎、多助聞違乎、建言書ニ対シ前日被示処ニ而ハ、十六万円余之未納金受書只今御取出被成候得ハ、必兩年分ニ相違無之、演説を聞違と申事ハ可有之候得共、其証拠ナルハ即書面確証、且区长江も未納金取立之件、異見尋くれ哉之義相伺候処、尤可然と之御答有之等御演説相成候処、結局再考可致との段、且内務へ御出省、卿輔へ御閑談為被成趣等詳細御示被下、逐一了承仕候、実ニ心外之至、婦女之申様ナ事ニ而、堂々タル卿ノ被申言ニ無之、三歳之児女も可笑之至ニアラズヤ、即政府ヲ信サルノ場合ニ有之、実ニ嘆息ヲ極候次第、誠ニ御焦慮ノ至奉存候、就而ハ御見込之通行貫迄之処、宜敷御尽力被成下候処、奉仰望候、右之変意ヲ生し却而御建言之処も貫徹

可致哉、神懸テ祈居候、九年ハ負テヤロウ、十年ハ手掛可致様之処置ハ有間敷、其發言甚不了解之事と被存候、被仰越候通、課長江八伝へ置申候、然ル処、弥助へ御托之御書、昨晚相達拜誦之処、伊藤・井上両卿江も篤と御演説被成、両卿ニおひても御心配相成候趣、別而多幸之至奉存候、又昨日御仕出之御書、今朝相達拜誦、直様田代丈吉差出申候、宮内・川島等江ハ御意之通達シ置候、愚考ニも大臣江御昇殿、細大御建言之主旨御陳述相成候方可然哉、愚意申上度奉存候処、其義も被仰聞御尤ニ存候、昨日以来、甚心配仕居、笹田・宮内等鳥渡差出度存候付、宮内も御模様承り度申候付、今夕歎明朝間可罷出候、水早場調一件差留之儀御談置候、此段不取敢御答如此御座候、匆々頓首

二月廿六日 清英拜

書簡七 裁判所諸警部効辞令 [明治十三年] 二月十三日（白根家四〇） [状・19.2×98.5]

十日之御書拜誦、御煩も爾今御快癒不被為在由、今朝笹田より尚御様子委細承り安意仕候、折角御療養早日御全癒祈上候、増田昨日参庁、兼而願置人出京中協議致置候、内実昇級之義最早相運候半、尚催促可致との事ニ御座候、当庁急ヲ要候義も咄置候、裁判所詰警部御印濟正ニ領掌、即今式名と申事ニ而、加治・島田両警部担任之辞令書相渡、檢察掛之名義致度申出も有之、神奈川県即日唱之由、依而名称附置候、未夕道具不揃故、該所江吹聴等ハ不致、高津事本日より加治・川辺同行、茨城・千葉・神奈川県巡視、警部裁判所諸取扱之件并監獄

囚役使方之件実見為致度、出立申候、村井二等巡査焼死二付而ハ憫然之至被仰聞候段承知仕候、鈴田^總警部昨日帰県、随分手厚ク取扱、且人
民信ヲ厚クシ候儀感心ニ御坐候、扶助金百円・祭祀料三拾円・吊慰金
凡五六百円も醸金可相成歟、扇町屋村人民等より四拾円も寄贈相成、
八次親父出県候様に山形県へ照会候、来着之上該金之渡方且八次妻児
処置も可有之事と旁申進置候、尚笹田出京之節ニ相讓候、草々頓首

二月十三日

清英

多助様机下

書簡八 郡編成二付受諮問返書 「明治十三年」四月十四日（白根家

三四）

〔状・19.5×40.7〕

去ル十一日附之玉章拝誦、并阿武・中村両氏へ御伝言之趣敬承仕候、
□ハ各郡長より別紙九通信報二付、□電覽候、各郡平穩之義右ニ而御
安意被下度、川辺郡長より未夕信書到達不致候得共、猪瀬之書面ニ而
□了承可被下候、長谷川郡長書面中秩父郡之内名栗村高麗郡江組入之
義出願候由、到底詮議物と存候、迂生帰省之思立有之候付、□帰県御
出急キ被下候趣敬承仕候、右ハ□務之余暇相願候義ニ付、決而御心配
被下間敷奉希候、御建言之件ハ不容易事柄深ク御高配奉希候付、結果
之処奉祈候、右御答旁、匆々頓首

四月十四日

清英拝

白根様玉机下

書簡にみる初期埼玉県政（佐野・長島）

書簡九 金穀収支方法取調方報告 「明治十三年」五月二日（白根家
五八）

〔状・16×38.4〕

金穀収支之方法取扱向県會議員江被示置云々、本日ハ議員も報知候
半、明日出場之上御主意之処、笹田より致伝達筈、多分明日ハ過半数
ニ不相成、閉場ノ時ハ尚更簿記方法等被相示候都合も可宜との事、内
議仕候付、此段申上置候也

五月二日

吉田

白根殿

書簡十 病院費募集 「明治十三年」六月九日（白根家六八）

三四）

〔県紙・24.3×34.1〕

謹具、陳は本日内務省ニ出頭、庶務局長富田書記官并ニ御用掛近藤幸
止ニ面会致し、此度上申之儀ニ付種々談判仕候処、近藤曰ク、右上申
書ニ左之附箋被致度趣ニ付、小官於而も至当之儀と相考候間、其通り
ニ附箋仕り差出申候、其文ハ本文認可難致義相聞届相成候上は、該分
病院費五千四百円之内、地方税より可支弁式千五百円ハ地租割ニ賦課
徴収致候見込ニ有之候ト申ス事ニ有之候、依而同局ニ於而上申之通聞
届可相成詮議ヲ以て、本日同局江之稟議書取調被差出候次第ニ有之
候、且、此上同省取調局之論旨ハ何レニ有之候哉も難計候へ共、今村
局長ニ面会之上、該事情ハ篤と申談置、同人も承知致居候儀ニ有之、
且岸良・吉田等は尤同意之旨申聞ケ候次第ニ付、到底聞届可相成儀と
即今より想像致居候間、右御承知有之度候、且内務卿之出発は来ル十

二日頃と承り候間、是亦御承知之為メ、併せて申進候也

明治十三年六月九日 内務省ニ而 吉田書記官

白根県令殿

尚々昨日午後六時頃、麴町平川町出火有之、凡三百戸程も類焼致候由、尤杉宮内太輔邸宅は近火ニ而余程危き場合ニ候へ共、幸ニ御無事之由伝聞仕候、且拙宅も風下ニ而火花飛来り一時ハ心配致候へ共、異条無之候間、御安堵被下度、此段添而得御意候、以上

書簡十一 神戸投錨ノ報 [明治十三年] 七月二日 (白根家二七)

〔はがき・14.2×9〕

前略、去ル三十日午後六時、広島丸横浜港抜錨、神戸へ本日午前二時投錨、皆々安全、五六日逗留致候半而ハ幸便無之仕合ニ御座候、尚追々可申上候得共、乍憚御安意被成下度、勿々頓首

七月二日 神戸後藤勝蔵方ヨリ 吉田清英

書簡十二 舟旅神戸港市街情景 [明治十三年] 七月八日 (白名家四六)

〔状・15.9×52.7〕

御清福奉恭賀候、陳ハ神戸港着之義ハ、過日呈寸書之通、去ル二日午前二時投錨上陸、鹿兒島航海舟相残居候処、今日漸ク豊瑞丸出帆之筈ニ付乗組可申、最前之見込と違ひ滯屈罷在候、当地ハ久々ニ而、已前ヨリ市街道路繁昌之景況、汽車も京都へ三時間ニ到着¹⁵⁾、旅客も相応有之、汽舟ハ内外国とも十五六艘碇泊、毎日五六艘ツ、出入有之、和舟

ハ幟か如帆場上下多し、大坂通ひ小汽舟ハ朝夕往キ来、貿易之景況ハ茶第一之由、米価高料なれとも、貧民女ハ外国輸出茶製所へ出稼、一日拾五錢或ハ式拾五錢位も賃取候由、男ハ荷車牽キ、先ツ飢ヲ凌、人力車ハ乗車を促シ賃錢甚シ、開港場一体之人氣不宜、諸式ハ東京より一層騰貴致候、県庁ハ御巡幸前ニ而大取込、一日庁堂へ出頭、監獄署等巡視、工業ハマツチ尤盛也、暑熱八十五六度位、我旧地ノ烈暑思ひやり申候、先は御答如此、尚追々可申上候、以上

七月八日 清英拜

白根公閣下

尚、時下御愛護專要奉禱候

書簡十三 豊瑞丸出帆ニ付 [明治十三年] 八月十二日 (白根家二八)

五) 〔状・15.8×74.7〕

拜啓、酷暑之候益御清適被為涉、奉南寿候、随而小生共帰邑後無異罷在候付、乍憚御休意被成下度候、然ハ御暇賜り御仁恵ヲ以墓參、且親戚朋友等ハ久々ニ面晤ヲ遂ケ、互ニ歡喜不少、無此上仕合ニ御座候、客月十一日着郷之処、愚兄義春来病氣煩、療養として桜島有村と云ふ所之温泉へ罷越居候付、同廿日家族共引馴罷越面会之処、追々全癒ニ而安堵仕候、小生共も序ニ一周間位入湯之含ニ而出掛帰郷之積候処、風波ニ被支たために、不幸中之幸ニハ入湯日数相重、去ル七日罷帰候、夫故見込之通用事不相弁、或ハ久々ニ交際等情誼も有之、去ル十日ニハ豊瑞丸神戸へ向出帆候得共、前頭之次第ニ而乗舟不相調、凡三十日

間位と申上置、且日数ニも關係可仕心配仕候得共、便宜無之、就而ハ自然期限も打過、不都合と存罷在候處、加藤柄より書簡ニ御命令ニ而、暑中賜休暇之御届被成下候段承知仕、難有仕合奉存御礼申上候、当今兵庫等へ航海舟無之、当月末ニハ便宜可有之と申事ニ御座候付、夫義御猶予被成下候様奉願候、曾而御噂之日光御見物にも有之候得ハ、可成早日帰県仕度義ハ忘却不致候得共、不得止次第宜敷御洞察被成下度希上候、御管内平穩、本年ハ悪疫流行等も無之由、当地も同断仕合ニ御座候、去五日ニハ東南之風強ク潰家・死人等も有之、御地ハ如何候乎案上候、其他之景況等ハ拜話讓候、草々頓首

八月十二日

清英拜

白根様侍史

再白、野村氏之御品物ハ小生持參ノ上、御伝言委敷申述置候、正ニ差上候付御了承被成下度、該家之祖母様ハ八十二歳にて、九年九月遠行之由ニ御座候、長男・二男も東京ニ修行罷在候と承候也、以上尚々時下御厭被下候様千祈万禱奉り候

書簡十四 暴風雨二付 [明治十三年] 十月四日 (白根家五一)

(県野紙・24×34.1)

昨夜暴風雨御地ハ如何哉ト案居申候、当地ハ三日午後第十一時過より降雨、本日午前第一時前ヨリ俄然西風、第二・三時頃最強ク、追々北ニ転シ、其際ヨリ雨薄ラキ、第四時頃より風勢衰候、払曉ニ至り平穩ニ相成、諸所災害詳細之義ハ未タ不相分候へ共、監獄署内工業場一

書簡にみる初期埼玉県政 (佐野・長島)

棟、県庁玄関前非常道具置場破潰、県庁外圍、官舎ノ板塀ハ近ク修繕ヲ除クノ外悉ク吹倒シ、御留守官宅モ外廻り板塀損シ所モ余程相見、雨漏モ有之由、右ハ村上勇治より別紙ヲ以申上管ニ付、茲ニ不載候、庁下モ家屋外回り等破損有之、其内北足立郡北袋村浦和ニ最寄小林政五郎ナル者居宅相潰レ、同人圧死、与野町ニテモ寺田某ナル者ノ小児同断ノ由届出、直ニ檢視差越候義モ有之、管内ノ景況甚焦慮候故、家屋ノ破損・殖物ノ損傷等概略急速取調、異状有無共可届出旨各郡へ相達置、各警察署よりモ可届出之旨諸所報告次第尚追々可申上候、先ハ不取敢御報知、如此御座候也

明治十三年十月四日

吉田大書記官

白根県令殿

書簡十五 暴風雨景況報告 [明治十三年] 十月五日 (白根家六七)

(県野紙・24.4×34.1)

一昨夜暴風雨ノ景況ハ一応申上置候處、本日五日ノ東京日々新聞・曙新聞等ノ雜報欄内ヲ披閱候ニ、中山道熊谷在ノ荒川カ漲り、同所久下村ノ堤ヲ決壊シ、東智久院其他他家ヲ押流ニ等ノ義記載候得共、全ク妄説ニ属シ、既ニ昨朝大里郡役所ノ景況電信ニテ問合候處、荒川一時水増候へ共、最早一尺余減水、川ノ北側ハ無事、南側ハ未タ相知レヌ趣、午後二時ニ回報有之、旁御含までニ申上置候也

明治十三年十月五日 午後第三時認ム

吉田大書記官

白根県令殿

書簡十六 庁務報告 「明治十四年」五月二十二日（白根家五七）

〔状・黄蘗色（きはだいろ）に切箔・16.6×67.6〕

拝啓、益御清穆奉欣賞候、陳ハ過日御出京之節ハ山中へ御伝達之趣、逐一敬承、拜趨可仕奉存候処、鉄道事件種々取紛、終ニ不得拜顔不悪様御了知被成下度候、鉄道会社創立願書も昨廿一日差出相成、政府ハ速ニ允許之咄ハ有之候得共、夫之順序ヲ経候得は、猶本月中も可相掛哉、夫迄ハ各地方官逗留之筈、社長等之役員粗相究候処ニ而罷帰度奉存候、願書及特許ヲ請フ條件過日御覽之内修正相成候処も有之候付、可申上趣山中へ託置候、御再見被下度候、一、大野分病院長より別紙到達候付呈上仕候付、御高慮被成下度願上候、一、過日ハ御細翰被成下、御答謝可申上候処、多罪ニテ御寛恕願上候、一、製糸改正社願一条佐野吉原へも出頭、社長等之精神詳細陳述仕了知被致好都合と奉存候付、一寸申上置候、品川之処も至極賛成被成候旨山中より承り、尤同人より具ニ申上候事と奉存候、御安意被成下度候、右大略奉得御意度、如此御座候、勿々稽首

五月廿二日

清英

白根様卓下

書簡十七 内田・加藤ノ件 「明治十四年」六月九日（白根家四八）

〔状・16.2×44.4〕

御清適奉欣賞候、陳ハ追々御帰県之人々江御話之上、内田・加藤之一件御書面委曲了承仕候、内田ハ御意之通取計申候、外二県内何も異条

無之、御安神可被下候、今日ハ笹田・山中等博覧会賞与授与式ニ出京候間、旁御聞及可被下候、庁内栽培園之イチコ見事ニ熟し、為御慰山中より御覽入候、兎角時候不順ニ候得ハ、御厭御療養被成候様奉希候、先ツハ任幸便、呈寸楮候、草々不備

六月九日

清英拜

白根様机下

書簡十八 欠勤手続ニ付 「明治十四年」六月十六日（白根家六六）

〔状・17.6×45〕

井原氏へ御托之御書簡拜誦仕候処、御病氣も頃日別而御快方ニ有之、御食事も相進ミ、近方御歩行も被成候而敬承、欣々然之至奉存候、目下御療養肝要と千祷万祈仕候、然ハ五周間御暇も被聞届、太政官・内務省へ御届相成候段、承知仕候、其外へハ別段御届不相成候而可宜致儀仕候、御答迄如斯御座候、勿々不備

六月十六日

清英

白根賢台下

書簡十九 東北巡幸諸準備 「明治十四年」六月二十七日（白根家四

三） 〔状・水縹（みずはなだ）に切箔・16.2×45〕

拝啓、御病氣も日々御快癒、御食事等相進候由、大慶奉存候、然ハ御巡幸御先登西村内務権大書記官本日草加着、小官も出迎諸事打合、祝詞及地方県治上十一年後就政之実況等奏上如何いたし可然哉及相談

候処、御沿道地方ハ兩条共不及奏上、且格段相替候事業も有之候得ハ
格別通例之義ハ是も御沿道地方奏上も無之ニ付、自然祝詞共不奉呈事
ニ取究申候、明日幸手行在所等検見として同行之旨ニ御座候、笹田も
出張諸事不都合無之様取計可申候付、御安意被下度、昨日山中三等属
へ都合ニ寄り明日頃ハ拜趨仕度伝置候得共、右次第ニ付拜趨不仕候、
委細ハ近々拜眉申上残候、頓首

六月廿七日

清英

白根様机下

書簡二十 監獄逃走ニ付 [明治十四年] 七月一日 (白根家五二)

[梟野紙・27.6×39.7]

昨三十日懲役終身大澤長吉ナル者巨魁トナリ、同囚共式拾三人同意
シ、反獄逃走ヲ企テ、既ニ午後第四時頃銘々竹木等ヲ携へ場内中門及
通用門ヲ打破リ逃走セントスル際、詰合看守其場ニ向ヒ防禦ヲ尽シ、
遂ニ一人モ逃走セシメス捕獲致候、小官モ直ニ該場ニ出張、跡取締方
一層手配副典獄川辺有道江相達置候間、御案慮被下度、且本犯共ハ取
調中ニ御座候、此段不取敢及御報知候也

明治十四年七月一日

吉田大書記官

白根県令殿

追テ本犯共申立ハ、今般改正等ニ関スル義ニハ決テ無之、只々逃走ノ
念慮迄ニテナシタル義ニ御座候、且、為御参考別紙反獄箇所図面相添
江御覽ニ呈候也

書簡にみる初期埼玉県政 (佐野・長島)

書簡二十一 庁務伺 [明治十四年] 七月八日 (白根家七〇)

[状・水縹に切箔・16.7×52.8]

扱置一昨六日呈寸書候笹田懇願之事情ハ、本人より尊台へ呈置候趣御
洞察之上、同人義ハ従前通之方穩当と奉存候、過日御談話之際、全く
不氣付ニ有之、書下ケハ一往手元江取戻置候付、別段不都合と申程之
事ハ無之、昨日より出勤仕候、○八等属伊藤直警部転任等外町田晴三
郎解免其外三通ニ認有之候通採用相成度申立、実見スルニ過当之申立
とも不見不得止場合と奉存候付、御採用可相成哉、○出納へ採用人名
差上置、右ハ惣而日給雇ニ而調上候得共、庶務申立之通、元雇ヨリ精
選致候者ニ付、本官御採用相成候方可然哉相伺候、○獣医不罷居候而
ハ不都合奉存候付、山下盛治採用之儀申上、貳拾円ニ而高過ル歎とも
存候得共、勸農局より振込之直段ニ有之、夫故前給ヲ追ヒ、此儀又雇
名義も如何と奉存候付、本官採用之儀申上、御高慮奉仰候、○各課よ
りも追々任免等之義申立ル様ニ有之、増員ハ素より詮議難相成、減ノ
上減ヲ加へ候御主意ハ一同貫徹罷在候、今般之改革ニハ決而不満之間
へ無之、御安堵有之度被存候、頓首

七月八日

清英

白根賢台机下

書簡二十二 病氣見舞 [明治十四年] 七月十五日 (白根家三九)

[状・17.8×62]

昨十四日付花輪拝読仕候処、御病痾御依然之由云々、実ニ御困難奉察

上候、扱賜暇ニ付手代りナク御気毒ニ被思召候旨被仰下、決而右様御心配被成下間敷、小生も昨年ハ帰省長々願上旁万分ノ一も報恩仕度心事ニ御座候付、少も御念遣被成下間敷奉存候、暑中ニハ候得共、兎角不順ニ候間、御厭御療養專要奉存候、一掃後、各課之治り格別異義無之、事務之延滞も不相見様ニ付、御安神被下度、各課ニ付任免見込書取束、昨日郵便より呈上候、疾ニ御落掌為被下管、御考慮之上何分之御指揮奉仰候、○御巡幸御発轡も来ル三十日ト被仰出候、内務卿ハ廿日御発途之義達有之候付、草加宿へ出迎、尚諸事相同度奉存候、此旨取急御答旁、勿々拝復

七月十五日

吉田

白根様悟下

書簡二十三 東北巡幸準備概要 「明治十四年」七月二十五日（白根家四四）
〔状・水纏に切箔・16.7×47.5〕

烈暑甚敷罷成、御病痾如何被為在候半、日々御快被為居候筈、奉賀候、扱内務卿出迎として去廿一日より草加駅へ出張候処、廿三日発途ニ付、管轄境江出迎、十一時通行、草加昼ニ相成、同所ニ而御巡幸御用向相伺候処、西村書記官打合之通ニ而、別ニ相替義無御座、管内平穩作物等之景況具申仕置候、行在所等も見分相成、栗橋迄随付、諸事都合宜布、昨日帰浦仕候、尤行在所修繕等も整理、路橋繕も出来、何時御巡幸被為在候而も無御差支都合ニ御座候付、御安意被成下度、来ル廿七八日頃より御巡幸掛ハ銘々之担当之所へ出張、小官も草加出張所

ニ相詰、御不在中ニ付、一層注意可仕候付、御安神被下度希候、此段不取敢申上置候、草々頓首

七月廿五日

清英

白根様机下

一 八月一日水川社御例祭参向ニ付、式部頭江問合候処、判任官代理ニ而宜敷旨回答有之候付、林田三等属相勤都合ニ御座候、一寸御安心迄申上候也

書簡二十四 庁務雜件報告 「明治十四年」八月十九日（白根家六一）

〔状・19.4×56.7・封筒あり〕

昨日陽雲寺上地官林取調書類送付、疾御落手被下候半、其節忠恩寺住職寺地々券名面替願一件、九等属柳田友英取扱之始末書取纏、村田三等属提携、本日出頭為致答御報仕置候処、右書類少し纏兼、今十九日ハ致延引候付、右様御了承被下度候故、七等属中村一政祭資料上申之義ハ曾而申上置候処、別紙写之通特別之訳ヲ以金百円下賜被成、多年功勞相賞、御同慶之至御座候、遺族へ右金渡方ハ速ニ取計候、戸主幼年之事故、懇ニ厚キ御主意柄村田・船越等より申聞保存上之義配意有之度、余計之事ながら話置候、前頭柳田之一件ニ付テハ両日中之内、村田罷出委曲陳述可仕候、此段御断旁奉得御意候、勿々頓首

八月十九日

清英

白根賢台

別紙写(白根家六九)

[県野紙・27.8×39.7]

故七等属中村一政祭資料之義ニ付上申

本県七等属中村一政急病ニ罹り本月廿四日死去候処、同人義ハ新置県之際、旧忍県ヨリ採用致シ、爾来十年間引続キ無懈怠相勤、就中戸籍・社寺・徴兵掛長担任申付、殊ニ徴兵事務之義ハ民情ニ関シ候義モ有之候得共、万端周密ニ行届、旁其功勞不少候ニ付テハ、遺族へ相当ノ祭資料下賜リ候様、特別之御詮議被成下度、別紙履歴書相添、此段上申候也

明治十四年六月三十日

埼玉県令白根多助代理埼玉県大書記官吉田清英

内務卿松方正義殿

書面其県故七等属中村一政へ特別之訳ヲ以テ祭料金百円下賜候条達方可取計事、但、金額其県十四年度本庁費雜給増費トシテ下渡候條、昨年七月十七日大蔵省番外達第二項ニ依リ取計フヘシ

明治十四年八月十三日

内務卿松方正義代理内務大輔土方久元

書簡二十五 庁務伺 [明治十四年] 八月廿一日(白根家五四)

[状・水縹に切箔・16.6×34]

曾而陳述仕置候忠恩寺住職太田静海、該寺地券書換願之件、柳田九等属取扱候始末書ニ依リ静海も取調候、書類相認村田三等属より具申之

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

趣、いづれも檢閱推考候処、村田權認候処、当時之情況ナランカト認定いたし、右は長官權内ニ而処分相成可然歟、委細同人差出候付、御聞取御指揮相仰候也

八月廿一日

清英

白根様侍史

書簡二十六 牛馬病流行処置 [明治十四年] 八月二十八日(白根家六四)

[状・水縹に切箔・16.6×71.5]

昨日ハ御令聞様御帰館被為在御書簡被下拜誦仕候、残暑甚敷御座候得共、無御別条被為居奉欣賀候、少し秋風立候ハ、来ル五六日頃ハ御帰館可被成との之趣も敬承候、未炎熱去兼候付、涼候御発車御帰県之程待上候、過日山中三等属より申上候牛馬病流行ニ付而ハ、農商務省よりトクトル其他川越地方江派出之義被達、治療并予防方法も充分可行届、実ニ多幸之至、山中ハ直ニ出張為致申候、兼而警察所ニ而も取締為致候付、視察として牧野警部出張、又、有病地ニハ自然人体健康上等注意可致事とも可有之哉旁教師へ諮問為致度、塩原・兼田等いつれも昨日派出為致候、即其処ニ而ハ少しハ衰弱ニ向キ候、教師之一行ハ本日着相成管ニ有之、委曲ハ追々可申上候、武蔵師地方ハ四五日何等報知無之、多分病減之向キ候哉と想像致候、○加藤炳并柳田友英義御申越之通直様取計申候、村田へ御舍之義共了承仕候、○兼而御尊有之候地租改正事務整理之廉ニ而、白縮縮一疋下賜、難有仕合、御吹聴申上候、いまた御品物ハ到達不仕候、右相混奉得尊意候也、不備

八月廿八日

清英拜

白根様玉机下

尚々時下御愛養是祈上候也

時下御愛養專要是祈上候、右用向まで大略奉得尊意度、恐惶頓首

一月十日

清英拜

白根賢台閣下

書簡二十七 部出集会ノ件〔明治十五年〕一月十日（白根家四七）

〔状・水縹・15.8×101.9〕

寒中ニハ少々暖ニ相成、御病氣も御障不被為在奉存候、扱管内異条無之、御安意被下度候、今般各郡長集会之主意ハ、過日笹田へ話御相談申上候通ニ而、一体教育上之改正も有之、治罪法・刑法等被施行候付而ハ、郡長・戸長之關係も有之、又勸業上ニ付、農商務省より追々被達候主義も誤解ナキ様談置度、次ニ各郡内四民之景況等尋問いたし、治民上之大意相述、人民ノ方向性ニ不誤様致度、士族授産ノ如キハ兼々政府之保護も有之、厚キ御主意遵奉、注意尽力致度等之義談置度、過般太政大臣ヨリ御内示之議等ハ、決而談話不致候、又各課署ニ於て事務上郡長へ談置度件ハ、一ツ書ニ而承り置度申談置候、郡長ノ集會一昨年已来無之、各郡庁事務扱方も互ニ談合候ハ、鴻益も不少儀と考候主義ニ御座候付、為念申上置候、笹田・村田へ被仰聞候趣承知仕候、○警部之等級被廢、五拾円より貳拾円迄警部、拾五円より拾貳円迄警部補と相成候、右ニ付而ハ、笹田之処不相運候而ハ少々困も有之、未タ等級被廢候義施行不仕、少々見合居申候、笹田之処ハ速ニ相運候様、專一様ヲ以内務卿江御催促被下候様致度願上候、小官も御年首旁趕仕度被存候得共、未得其意、宜布御了承被成下度候、先ハ

書簡二十八 加藤栄之助解職事務差支ニ付〔明治十五年〕一月二十日（白根家三七）

〔状・16.2×30〕

加藤栄之助解職跡事務差支之趣ヲ以、別紙之通採用之義申出、当今該郡長出庁故、課長江相談致候処、承諾之趣ニ有之、御裁可相成候様仕度、御指揮相仰候也

一月廿日

書記官

令殿閣下

書簡二十九 病氣届返事〔明治十五年〕三月九日（白根家三六）

〔状・16.8×20〕

御持病起り候段被仰聞趣承知仕候、不順之氣候大事ニ御保養可被成候、以上

三月九日

吉田

白根様

書簡三十 得我公靈前二県産葡萄呈〔明治十七年〕九月三日 白根

勝二郎宛（白根家文書六二）〔状・19.4×56.8 封筒あり〕

日々冷氣相加ルノ候、益々御精適之段、欣然ノ至リニ不堪、陳者本県

栽培園ニ於テ栽培セシ西洋葡萄成熟セシヲ以テ、得我軒公御靈前二供シ度、即チ一簞差進候間、御落掌被下度、右得貴意度、如斯御座候、
拜具

明治十七年九月三日

埼玉県令吉田清英

白根勝二郎殿

〔この書簡については他のものと筆跡が異なっており、自筆ではない可能性もある。〕

書簡三十一 二十五回忌法会 [明治三十九年] 三月十六日 白根勝

二郎宛(白根家二八六)

〔状・18.2×67 封筒あり〕

拜復、時下益御清適奉賀候、扱得我軒様二十五回忌御法会御當ミ御菓子遠方迄御贈与被成下、難有奉謝候、二十五回被為過シハ如夢之光陰と存申候、御墓参等仕度候処、少々感冒ニ罹り、其意を果サズ、宜敷御了承被下度候、就而は御花香手向仕度、別紙金子送呈候間、失敬ながら御領収被下度希候、得我軒様御写像ヲ拝シ、昔日ヲ追仰仕候、いづれ出京之節參邸厚謝可仕候得共、不取敢御礼迄、敬具

三月十六日

吉田清英

白根勝二郎様侍史

〔以下年不詳〕

書簡三十二 警部改正辞令授与 一月十九日(白根家四五)

〔状・16.6×69.5〕

去十六日之御投書拜見、被仰越候趣敬承仕候、笹田氏も十七日帰浦相成、御談之趣は亦逐一了承仕候、同人身上之義種々御配意被下、いづれ不遠可相運と奉存候、警部改正之件ハ御検印之通異存無御座、夫々本日発令辞書等授与仕候間、御安意被下度、警視庁より一名採用之事も出頭之義同庁へ及照会候付、御了承被成下度奉願候、郡長も去ル十六日相揃候付、曾而申上候旨議ヲ以夫々陳述、別紙演説書入御覽候、其余之条件追々可申上候、先ハ前件不取敢如此御座候、時下御愛養千折万禱仕候、草々不備

一月十九日夜

清英拜

白根様侍史

追啓、勸業課内駆通之事務小野・古沢之兩人専ら担当勤続候得共、追々事務多忙ニ相成、増員之義申立、篤と取計候処、駆通局設置已来緻密ニ涉り候義ハ御了知之通ニ而、申立之義も不得止事と奉存、各課之内より差繰候事も為致詮議候得共不相調、依而別紙之者御採用相成候而ハ如何御座候哉、曾而吉田市十郎^⑩よりも依頼相成候者ニ而、過日小生も面会候処、勸業課ニハ相当之人物歟とも致推測、宮城県ニ而九等属相勤居候付、矢張同等之処ニ而御採用相成候而如何可有之候哉、管下之者ニ而も云々、兎角御厄介ハ不免者ニ可有之、何分之御指揮被成下度、此段申上候也

書簡三十三 秩父木材東京置場及び植林ノ件 一月二十日(白根家文

書三二) [状・16.2×49.8]

大河平大輔外秩父より川下シ材木、於東京置場且植次云々、御書面之趣敬承仕事候、即勸業課へ談候処、同人出頭ニ而事情居候央之旨申出、夫々運相付候様談置申候付御了承被下度候、御答迄、如此御座候也

一月廿日 吉田

白根様

書簡三十四 鉄道募金ニ付 四月十三日(白根家五三)

[状・水纏に切箔・①16.6×77.4 ②16.7×26.5]

① 益御清康奉欣拵候、陳ハ鉄道創立規則等も追々整理相成候付、不日御回送可仕候、青森迄之布設凡金貳千万円之予算ニ有之候付而ハ、我埼玉県下ニ於ても有志者集金非常奮発不致候而ハ、全国鴻益ヲ計ル一大工業愛国心も薄候様相聞候而ハ甚遺憾ニ有之、各県之募集ハ凡胸算も有之、既ニ栃木・福島杯ハ巨額之集金民間ニ約束も出来候位ニ聞、本県杯ハ官設ヲ仰望候故右等之義ハ相後れ、右ニ付而ハ募集方ノ手順等諸井江も相談候得共、山中三等属而三日程ニ而宜候付、至急出京御命被下度願上候、陸羽之県々非常之勉勵ニ御座候、昨十二日ニハ岩倉公より鉄道布設之義ニ付、可罷出旨御内翰有之參殿候処、鉄道ノ起ル根元、国家ニ鴻益ナル説且政府保護等之件々懇篤御演話有之、幸ニ各地

方も熱望之趣追々相聞へ、実ニ愛国維持スル等、一挙此の機ニ有之等逐一拝承感発罷在、晩食等賜り寛々御懇談之趣ハ一々筆紙ニ難尽御面晤ニ讓候、出京之各県令より募集金凡之談も有之、本県杯ハ貳百万円位ハ集金相成度等之内談も追々承り、甚心痛罷在候、山中出京御命被下候得ハ右等も申含御見込相伺度、且書面難尽、即日一泊ナリ帰県相伺度奉存居、岩公ノ仰ニハ会社創立許可必当月中ニハ可相運、然ル上帰県相成候様致度、尚追々可申談義も有之との御話ニ御座候、大略如此、草々不備

四月十三日 清英拜

白根明府

② 二白、募集方之義ニ付而ハ、御高慮被成下度、いつれ郡長集會之御下命被下候様致度、且県會議員も幸ニ庁下へ罷居候付、五千円発起之義御勸奨被下候而ハ如何、百万人之代議士ニ候得ハ、殊更名誉とも大ニ関シ候義と存申候、各県長次官ハ素より賛成者ニ候得ハ、金員も協議之筈ニ有之、凡千円以上ナルヘシト想像罷在候、決定之上ハ速ニ御報道可仕候、一般募集払込年限ヲ三年と歟五年と歟ニ致度説も有之、本日出京之県集會相談相成筈ニ御座候

書簡三十五 五月五日到達新聞送状 五月五日(白根家七二)

[状・浅紫・16.2×20.2]

過刻ハ御勞之処御来光被下奉厚謝候、扱去ル廿九日ヨリ本月三日迄之

電報又今日到達之新聞紙六葉差上候付、御落掌可被下候、以上

五月五日 吉田

白根様閣下

書簡三十六 大郷穆推薦状 五月十六日(白根家六〇)

[状・15.9×106.3]

石川県士族

元間部下総守藩⁽²⁾

大郷穆

右ノ人学才有之、編纂物文書等老練之由、別紙之通保証人も有之、庶務課ニ枢要之人物と被存候付、御採用被成下間敷哉、笹田黙助より内意有之、右穆ナルハ当春重野等⁽²⁾一行之中ニ而、右園内雅会之節御互同席いたし候而已ニ而、深キ処ハ不測候得共、穩当之人物歟と被存、尚木原江人柄等承候処、至而穩当之者ニ而学力も有之、先年大蔵省記録掛五拾円下賜相成居候処、改革之際廃官、其後官途之念ヲ絶、著述物等専ら編纂いたし活計相立候江共思様参兼、当今ハ窮候向被察、御登用相成候ハ、必勉強可致承候付、然ハ給与之處如何程位相当と致哉尋候処、五四十円之値段ハ可有之採柄歟と被存候得共、又私共之社会相場も有之、別口ながら今般中学校へ申付折も三拾円下賜セラレ候付、大郷も私ヨリ内々相談いたし候得ハ、三拾円被成下候ハ、必罷出精勤可仕、其上ハ官御眼も可被為在哉、人物等之義ニおいてハ保証可仕、元越前国何藩歟、間部下総守ノ臣、徳川氏ニハ嫌疑ヲ受、幽囚サレ、

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

随分困難致候義も有之抔承及との云々也、曾而庶務課へハ本職之学才有之人御使用相成候は、大ニ并用可相成奉存居候儀ニ付、御採用相成如何可有御座哉、御考慮被成下度奉希候、頓首

五月十六日 清英拜

白根賢台机下

再啓、松井監曹義卒業生之事候得ハ、拾円給ニ而ハ少々不足哉ニ御考、然共一先試ニ而昇進候方も可宜旨被仰越候趣敬承熟考仕候処、卒業生之名義ニも対シ、又奨励上ニも関候義ニ付、最前申上候処ニ弍円増、判任官ニ列候備給拾弍円被遣候而可宜事と奉存、甚以專断之義恐入候得共、本人も数日浦和宿へ逗留致居候付、昨十五日備出仕月給拾弍円之辞令書授与仕候付、御寛恕被成下度奉願候、以上

書簡三十七 庁務報告 五月二十五日(白根家六五)

[状・15.2×30.5]

花翰今朝相達拜誦仕候、然ハ笹田・尾崎両子出京之義被仰越了承、即本日出立為致候、御出発後何も異事無御座、旧戸ヶ崎村箕箒之件ハ早や事済、右両子へ托候付、具申可仕御安意可被下候、此旨不取敢御答旁、匆々敬白

五月廿五日 清英拜

多助様

書簡三十八 病氣見舞 六月一日（白根家五九）

〔状・16.6×42.9〕

拝啓、過日ハ途中得拝顔失敬仕候、爾後日増御快方トハ奉存候得共、時下不順之候ニ候得ハ、如何被為在候哉と案上、最早大学医部大先生之診察ニ而御療養之筈、此涯取切御保養被下候処專要之儀と奉存候、庁堂ニおひて相替義無御座候付、御安神被下度候、笹田も病氣ニ而未夕出勤不致、御談示之件も打合不申候、先ハ伺御安否迄呈寸楮候、恐々敬白

六月一日 吉田清英

白根公台下

書簡三十九 官吏任命ノ伺 六月三日（白根家五六）

〔状・16.3×94.9〕

昨日江藤周助へ御托之御書簡拝読仕候処、御病氣ハ格別御替無之、牛乳ソツフ之外御食物少々御進之御様子欣喜仕候、教師も近在旅行ニ而不在之由、昨今ハ帰旅相成候哉、定而治療良法可有之と信認仕候、管内も相替義無御座候付、御安神ニ而此涯任度、御療養被下度奉存候、江藤ニ御話之趣了承仕候、笹田も昨日より出勤相成御舎可被置候、加藤・内田身分進退之義も了承仕候、然ルニ加藤ハ爾今御在職之通全癒不致、処分申上兼候、内田事ハ既ニ辞表も呈シ有之、御談示之通免職致度、因テハ勤功も有之候得ハ、解職看守長再採用相成都合ニ候得ハ、御用滞在被命候ニ而如何ニ候哉之旨、笹田氣付も有之、勘考仕候処、

時日被経採用ハ格別ニ候得共、直ニ御用滞在被命候義ハ今日之場合如何、其訳ハ判任定額之困難ヲ究メ、此も年度中ニハ改革無之而ハ不相濟義、予而御配慮も有之、一般ニ対シ彼我之別ハ無之事ニ候得共、山口・鹿兒島人之事ハ御注意も有之候付、御用滞在被命候之方可然哉、又再任之内旨ヲ含被置候而ハ如何之説も有之、不差障ニハ候得共、改革説有之央、其内旨何トナク漏聞候而ハ不都合歟、兎角右発動整理之上ナラテハ運付間敷哉と奉存候、右両様御賢慮相伺之上依頼之字ヲ下シ候様仕度、右ハ御病中御煩慮之義と奉存候得共、御内議仕候

否御答被下度、呈寸楮候、時下返々御保養專要奉存候、草々稽首

六月三日 吉田清英

白根様

二白、檜寄警部司法省江採用致度照会有之、笹田へ問合候処、曾而御舎も有之趣、及出頭候様達置候付、御了知被成下度候

三白、頼母子講取締一条被仰越候通伝達仕候

書簡四十 献上馬ノ件 十一月二十六日（白根家四九）

〔状・16.6×32.3〕

前略、手馬昨日午後観覧被遊候処、良イ馬デアル志アリテ、朕ニ預ケヤウト言フナレハ引請ルトノ御沙汰被為在候旨拝承、誠ニ難有、於御場所直ニ献上仕候、委細ハ拜眉ニ讓候、本日出立帰県候付、御了承可被成下候也

十一月廿六日 清英

白根様

書簡四十一 職員綱紀肅清二関スル件 七月十六日(白根家五〇)

〔状・水纏に切箔・16.6×67.2〕

拜啓、玉章拝見仕候処、諸課震災覆戻断然之事御当惑、素正義より起
り候事とハ信候得共、人之面之替ル如ク、三人ハ三人ノ見アリ、中ニ
ハ至当共御見認不相成者アリ、職員取扱ハ手厚取行度、先令時代より
本臬慣習御持論ニ而、軽率之所不相成、此際ハ願候ハ、不足ヲ仮成ニ
補込ニ而相濟度、御全快御帰臬之上、断然之行被為在、其故ハ臬令病
氣引籠候得ハ、急役人之進退起杯無根之悪説起勝ノ物ニ有之、既ニ雇
ヲ免候而サへ、少々御耳ニ入候事も有之、其他云々ニ付、緩々御商議
可有之、出納監獄吏任免之外、書類御返却懇篤御細書之趣謹而敬承仕
候、右之件雇已下解免相成候付而ハ一層勉勵可致、此際容易ニ増員難
相成、御用弁不相成人ハ断候義も可有之等之義ハ、曾而御商議ニ含有
と存シ、課長中へも示置候、畢竟財政困難ヲ挽回セントシテ、經濟上
正義ヨリ起り見込書呈候次第と信認罷在候、素より職員ノ扱ハ鄭重ニ
無之候而ハ不相成、平常御高話も有之処、不注意之調書ヲ呈し御病中
奉煩恐縮之至御座候、御教諭ノ通長官不在、代理は自匠ノ義取扱候杯
ハ世上難逃ノ説好へからず、御高諭之至奉存、御帰臬之上御英断企望
仕候、尚、委細ハ拝眉陳述可仕候、外ハ課長へ被仰遣候通申含候様可
致候、前段差向之処より態々御家人御差立相成候段、恐縮之至奉謝
候、乍末筆御病痾大切ニ御療養奉祈候、此旨不取敢御答まで、勿々頓

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

首、再拜

七月十六日

吉田

白根様机下

尚々御決定相成居候面々ハ、本日任免書下ケ取計申候

書簡四十二 盜難之賊 十月七日(白根家五五)

〔状・19.2×33.6〕

去ル一日付玉章正ニ相届拜読、山中之絶景且大野之件御申越候趣了承
仕候、然ハ御盜難之賊相分、速ニ内田警部出張為致候処、本日帰臬復
命之次第、紙上ニ而ハ実況書尽かたく候付、同人直ニ差立候付、委細
御聞取御安堵被下度、艸々頓首

十月七日

清英

白根賢台

尚、俄然冷気相成候付、御自養專要奉祈候、

書簡四十三 橋詰敏就任 十一月七日(白根家四二)

〔状・16.2×53.2〕

御安康奉恭賀候、扱橋詰敏就本日出頭候付、兼而御談之通木原ヲ以內
情聞繕候処、全ク試験ヲ受候程之義ニ而、御用掛等之名義被下候処企
望之由、尤欣然出向憤発勉勵致度との事ニ有之候付、御用掛準判任、
月給貳拾五円之辞令書授与致御請候、就而ハ一時家事取纏候内情有之
出京候付、若参拜も可致哉と存候付、此段申上置候、勿々不一

十一月七日

吉田拝

白根様机下

書簡四十四 能谷分署両名始末ノ件 十二月十九日（白根家二九）

〔状・16.5×35.8〕

只今罷帰候付御届仕候、能谷警察署馬場寛爾并小島幸三郎等之始末相尋候処、馬場義ハ早別紙写之通所分添相成居候、依而右ニ関スル一件加治・斉藤・西川之三警部より手續書銘々ヨリ為差出候間、御覽置被下度、委細明朝参拝可申上候也

十二月十九日夜

吉田拝

白根公閣下

おわりに

今回取り上げた書簡は、元埼玉県立文書館長吉本富男氏に御指導いただきながら、職員有志が毎週一回、二年間にわたり解説してきたものである。参加メンバーは以下のとおりである。石岡康子・石塚由紀子・岩崎士朗・大松久巳・木戸陽子・佐野久仁子・柴崎友子・関信子・田谷眞司・長島小夜香・芳賀明子・細野健太郎・細村一彦・吉田元（敬称略・五十音順・元職員を含む）。

本稿をまとめるにあたり、佐野久仁子・長島小夜香が書簡の内容分析・年代推定を行い、経歴を長島小夜香、解説を佐野久仁子が執筆し

た。また、書簡史料の原稿作成及び整理は、芳賀明子が担当した。書簡に年月日の記載のあるものは数通のみで、今回、公文録、県官履歴などに拠り年代推定を試みたが、すべてについて明らかにすることはできなかった。ご教示願えれば幸いである。

本稿が明治初期の埼玉県政を解明する史料として活用されることを期待するとともに、今後機会があれば川島樺平・笹田黙助・高津雄介など他の県官の書簡や、熊谷県・群馬県令を務めた楢取素彦の書簡についても紹介していきたいと考えている。

最後に、長期にわたり御指導をいただいた元埼玉県立文書館長吉本富男氏に心から感謝を申し上げます。

註

(1) これらの書簡は荏塚一三郎氏を介して、御子孫の白根春助氏から寄贈されたものである。荏塚一三郎氏著『関東を拓く二人の賢者』（埼玉出版会 昭和六十二年刊）参照。同書には熊谷県・群馬県令楢取素彦の書簡が紹介されている。

(2) 大荷駄は兵器・弾薬、小荷駄は食糧・医薬品等を意味し、吉田の役目はいわば軍需品の輸送指揮官であった。

(3) 明治十九年には地方官官制が公布され、県令の名称が新たに県知事と改称される。したがって吉田は初の埼玉県知事といえる。

(4) 県会との対立については『埼玉県行政史 第一巻』に詳しいため同書を参照された。

(5) 公文録 二七六七―二二

(6) 公文録 三三〇〇一八一、三三〇〇一二二六、三三〇二一九六

(7) 公文録 二七六五、一八八、二七六六、一三八

(8) 埼玉県立文書館 昭和六十三年刊。

(9) 色の指定はDICカラーガイド「日本の伝統色(第5版)」(大日本インキ)による。

(10) 三島通庸(みちつね)。元薩摩藩士。鶴岡(酒田)県令。のち警視總監となる。鶴岡(酒田)県は吉田の前任地である。

(11) 清浦奎吾。風波野小学校長から、初代県令野村盛秀に見いだされ県官となる。学制当初の学務行政を担当。明治九年八月、司法省に入る。内務官僚として累進し、大正十三年内閣総理大臣となる。

(12) 公文録 一九五六、一四一

(13) 大里郡甲山村(大里町)生まれ。明治十二年県会開設とともに県会議員に選出され、副議長、翌年第二代議長となる。明治二十七年貴族院議員に選出。考古学、歴史学に造詣が深く、明治十七年『新編武蔵風土記稿』を出版。

(14) 杉孫七郎。元山口藩士。白根と同郷(周防国吉敷郡)。白根が山口藩大属だった時、権大参事。廃藩後秋田県令、宮内大丞から明治十年十二月宮内大輔、後に枢密顧問官。

(15) 明治七年五月に大阪、神戸間、明治十年二月に京都、大阪間が開通していた。

(16) 第二回内国勸業博覧会が、明治十四年三月一日から六月三十日まで上野公園で開催された。

(17) 県行政文書 明九〇七一一(県官履歴)に「明治十四年八月六日 鶴岡県七等出仕奉職中并本県地租改正事務勉勵ノ功ヲ賞セラレ、白縮緬一疋ヲ賜フ」、白根も同日「地租改正事務勉勵ノ功ヲ賞セラレ白縮緬三匹ヲ賜

書簡にみる初期埼玉県政(佐野・長島)

フ」とある。

(18) 白根専一。白根多助の二男。内務官僚。愛媛・愛知県知事を経て、通信大臣となる。のち男爵。

(19) 下奈良村(熊谷市)の元名主。旧名市右衛門宗載。父祖の代から慈善公益につくす。明治十年内務卿大久保利通に認められ、内務省に出仕。

(20) 岩倉具視

(21) 越前鯖江藩。藩主は間部詮道(あきみち)

(22) 重野安禪(やすつぐ)。元薩摩藩郷士。維新後、文部省へ出仕し、明治八年四月修史局副長となり、史料の蒐集に当たる。

『大日本編年史』の編纂にたずさわる。

(23) スープのこと。